

**最低賃金法が7月1日に
変わります**

産業課 内線261

- ・愛媛県最低賃金は、生活保護の施策との整合性に配慮して決定されることとなります。
- ・罰則が強化されます。
- ・派遣労働者は派遣先の最低賃金が適用されます。

以上の他大きな改正がされず。

問い合わせ先

宇和島労働基準監督署

☎ 22・4655

**国民年金保険料免除・若年者
納付猶予制度について**

町民課 内線216

国民年金には保険料を納めることが困難な方に対して、申請し承認されれば保険料の免除・猶予を受けられる制度があります。

法定免除

障害基礎年金を受けている場合や生活保護を受けている場合は、届出により保険料が免除されます。

申請免除

(全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

申請免除の承認・却下は、被保険者本人・配偶者・世帯主の前年度所得や、生活状況(失業、事業の廃止、震災等)により判断されます。

保険料額・年金額

区分	保険料額(H20)	将来の年金額	追納
免除なし	14,410円	満額	2年を過ぎると納めることができません。
4分の1免除(4分の3納付)	10,810円	左記保険料を支払うと5/6が反映されます。	10年以内であればさかのぼって納めることができます。ただし、3年目以降は当時の保険料額に法律で定められた加算額が付きま
半額免除(2分の1納付)	7,210円	左記保険料を支払うと2/3が反映されます。	
4分の3免除(4分の1納付)	3,600円	左記保険料を支払うと1/2が反映されます。	
全額免除	0円	1/3が反映されます。	

若年者納付猶予制度

就職が困難あるいは失業等により収入が少なく、保険料の納付が困難な30歳未満の方に限り、申請者本人と配偶者の前年度所得が一

定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。(これまでは世帯主の所得も審査対象でした) 猶予された保険料は10年以内であればさかのぼって納めることができます。また、未納とは違い、障害(遺族)基礎年金の保険料の納付要件に備えることができます。

申請をされる前に以下のことをご確認ください。

- ・所得申告が済んでいない場合、受付・審査ができませんので至急申告してください。
- ・平成20年1月2日以降に転入された方は、当町において所得状況が確認できませんので所得額と各種控除額が記載されている書類(所得証明書等)を持参してください。
- ・失業等により免除申請をする場合は、その事実を明らかにすることができる書類(雇用保険被保険者離職票等)を持参してください。

前年度全額免除と納付猶予の承認を受けた方で、引き続き免除・猶予を希望(継続申請)された場合、申請は不要です。

※免除申請・若年者納付猶予の承認・却下は社会保険事務所審査により決定され、その

結果が後日通知されます。

問い合わせ先 愛媛社会保険事務局 宇和島事務所 ☎ 22・5440

**「はりこ」
作ってみませんか?**

生涯教育課 内線414

鬼北泉貨紙保存会では、和紙を使った「はりこ教室」を左記のとおり開催します。

参加を希望される方は、期日までにお申し込みください。

期日 7月20日(日)下帖、27日(日)

洪塗

時間 13時～(2時間程度)

対象 高校生以上

場所 泉公民館

参加費 1,500円

定員 10名程度

締切 7月10日(木)

申込先 生涯教育課

**内閣総理大臣名の
書状を贈呈します**

保健福祉課 内線612

旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ

先の大戦において、外地等(事変地の区域または戦地の区域)